五　算定対象加入者回線　合算算定対象加入者回線のうち各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。

［六　略］

び第二の右欄の設備区分又は設備等区分に区分して整理した資産及び費用を用いて算定したものをいう。

四　加入者回線単価（一）　収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（第一号基礎的電気通信役務原価（一）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。第六号において「対象原価（一）」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

五　加入者回線単価（二）　収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（第一号基礎的電気通信役務原価（二）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。第七号において「対象原価（二）」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

六　平均単価（一）　第一種適格電気通信事業者ごとの対象原価（一）の総額を合算した額を第一種適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。

七　平均単価（二）　第一種適格電気通信事業者ごとの対象原価（二）の総額を合算した額を第一種適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。

八　算定対象原価（一）　全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価（一）が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（第十号において「合算算定対象加入者

五　算定対象加入者回線　合算算定対象加入者回線のうち各適格電気通信事業者に係るものをいう。

［六　同上］

の設備区分又は設備等区分に区分して整理した資産及び費用を用いて算定したものをいう。

四　加入者回線単価（一）　収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価（一）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。第六号において「対象原価（一）」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

五　加入者回線単価（二）　収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価（二）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。第七号において「対象原価（二）」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

六　平均単価（一）　適格電気通信事業者ごとの対象原価（一）の総額を合算した額を適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。

七　平均単価（二）　適格電気通信事業者ごとの対象原価（二）の総額を合算した額を適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。

八　算定対象原価（一）　全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価（一）が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（第十号において「合算算定対象加入者回線